

## 第17号議案

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

### 提案理由

スポーツ、文化、生涯学習等に関する事務を教育委員会から市長に移管することに伴い、職員定数を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例

芦屋市職員定数条例（昭和25年芦屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 市長の事務部局の職員 <u>569人</u> (3)・(4) (略) (5) 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>123人</u> (6)～(9) (略) (10) 合計 <u>1, 128人</u>	(定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 市長の事務部局の職員 <u>550人</u> (3)・(4) (略) (5) 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>158人</u> (6)～(9) (略) (10) 合計 <u>1, 144人</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市職員定数条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

スポーツ、文化、生涯学習等に関する事務を教育委員会から市長に移管することに伴い、職員定数を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

職員の定数を次のとおり改める。(第2条関係)

区 分	定数 (人)		増減 (人)
	改正案	現行	
議会の事務部局の職員	8	8	
市長の事務部局の職員	569	550	19
水道事業の事務部局の職員	36	36	
病院事業の事務部局の職員	265	265	
教育委員会の事務部局の職員、学校及び学校以外の教育機関の職員	123	158	△35
選挙管理委員会の事務部局の職員	6	6	
公平委員会の事務部局の職員	3	3	
監査委員の事務部局の職員	3	3	
消防職員	115	115	
合計	1,128	1,144	△16

#### 3 施行期日

令和6年4月1日